

下記の区民センターのホールでは

以下のすべてが禁止されています

- ・スモークの使用
- ・釘打ち
- ・舞台上でのエンドピンの使用
- ・格闘技等のスポーツイベント
- ・物品の販売を目的としたイベント
- ・飲食を目的としたイベント

城東区民センター

- ・スモークの使用
- ・センターの拡声装置へ持ち込み機器を接続すること
- ・物品の販売を目的としたイベント
- ・飲食を目的としたイベント

東成区民センター

- ・スモークの使用
- ・釘打ち
- ・格闘技等のイベント
- ・物品の販売を目的としたイベント
- ・飲食を目的としたイベント

旭区民センター

- ・スモークの使用 ※
 - ・釘打ち
 - ・舞台上でのエンドピンの使用
 - ・格闘技等のスポーツイベント
 - ・物品の販売を目的としたイベント
 - ・飲食を目的としたイベント
- ※大ホールは水性スモークのみ使用可

鶴見区民センター

上記はあくまで代表的な禁止事項で、他にも様々な禁止事項が存在します。また、「敷地内での喫煙禁止・飲食禁止・迷惑駐車禁止・火器の使用禁止」など施設としての様々な禁止事項もあり、それらは利用内容を強く制限します。

WEB申込みの際は必ず電話で ホールの利用内容についてご相談ください

・また、ホールの舞台設備（音響設備・照明設備・映像設備など）を使用する際は**舞台技術者の発注が必要**です。（人件費は利用者負担）

・舞台技術者が必要なイベントを行う際は必ず、利用者、指定管理者、舞台技術者の三者を交えた打合わせを行う必要があります。

※指定管理者がイベント内容を不適切だと判断した場合や**打合わせを行えない場合**は、区役所附設会館条例に基づき、ホール利用または設備使用をお断りすることがございますのであらかじめご了承ください。また、ホールが利用できない、設備が使用できないことによって生じた損害に対し指定管理者は一切の補償と賠償の責を負いません。

【城東区民センター：06-6932-2000】 【東成区民センター：06-6972-0717】

【旭区民センター：06-6955-1307】 【鶴見区民センター：06-6912-3971】